

更別村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	3,129	5,985,416	189,055	815,555	13.62	15.18

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

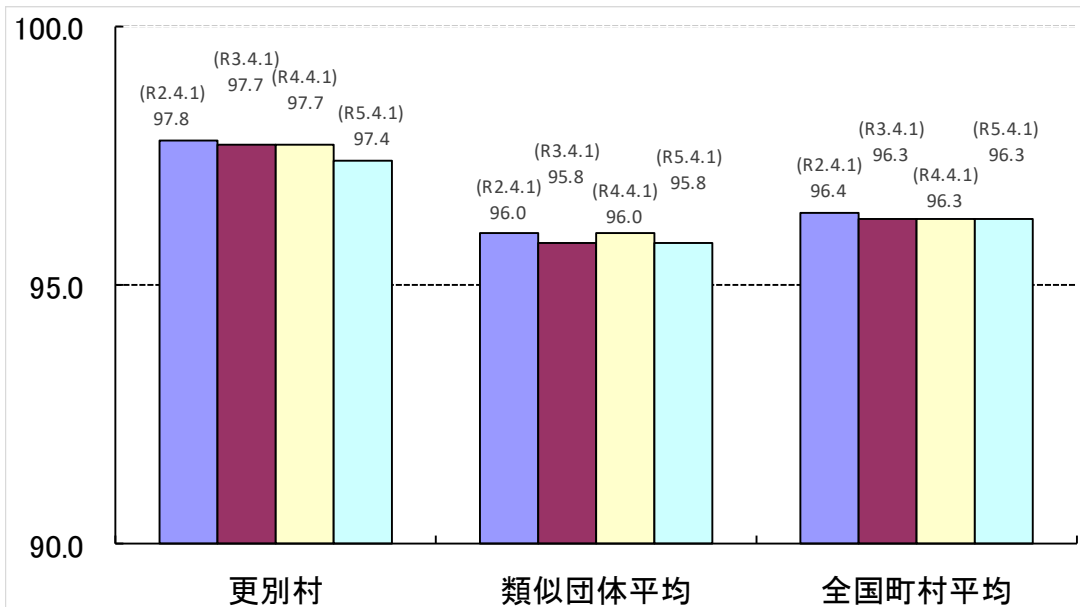
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	74	276,281	54,597	105,684	436,562	5,899	5,356

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況 (人事委員会を設置していないため記載していません)

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日、若年層は平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.66%引下げ。若年層については、人事院勧告の内容も踏まえ平均1.04%引上げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当制度なし

③その他の見直し内容

特になし

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
更別村	42.3 歳	319,380 円	383,728 円	356,842 円
北海道	42.8 歳	317,306 円	387,419 円	360,085 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	40.9 歳	295,989 円	349,665 円	325,035 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		更 別 村	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

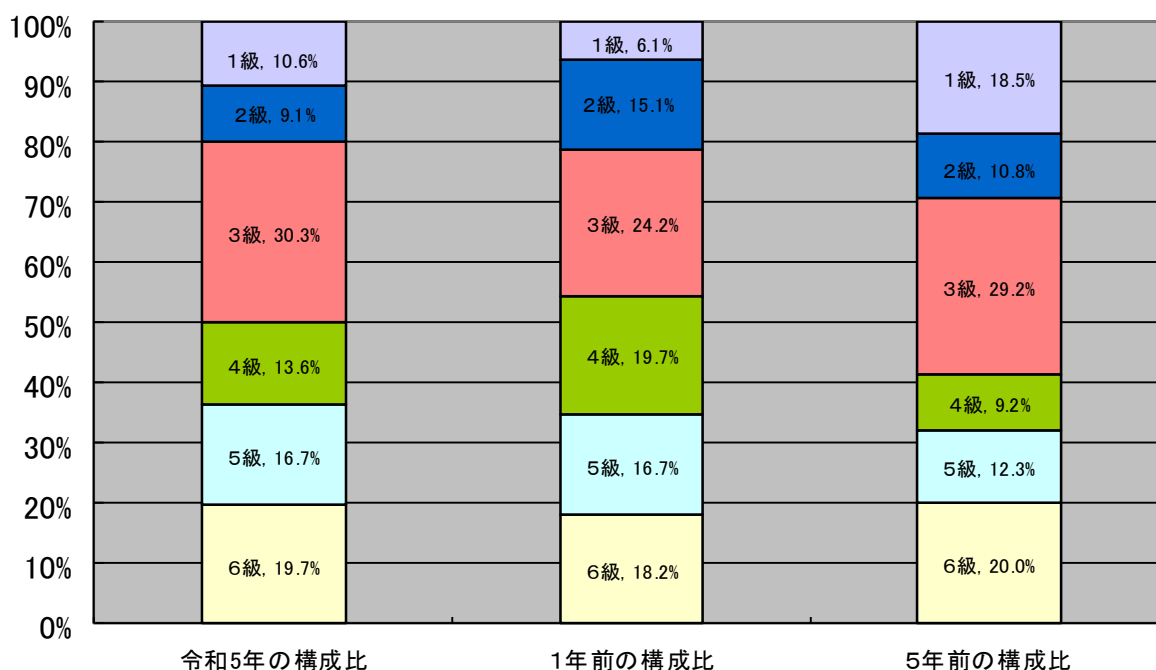
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政 職	大 学 卒	256,800 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	382,150 円	385,033 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

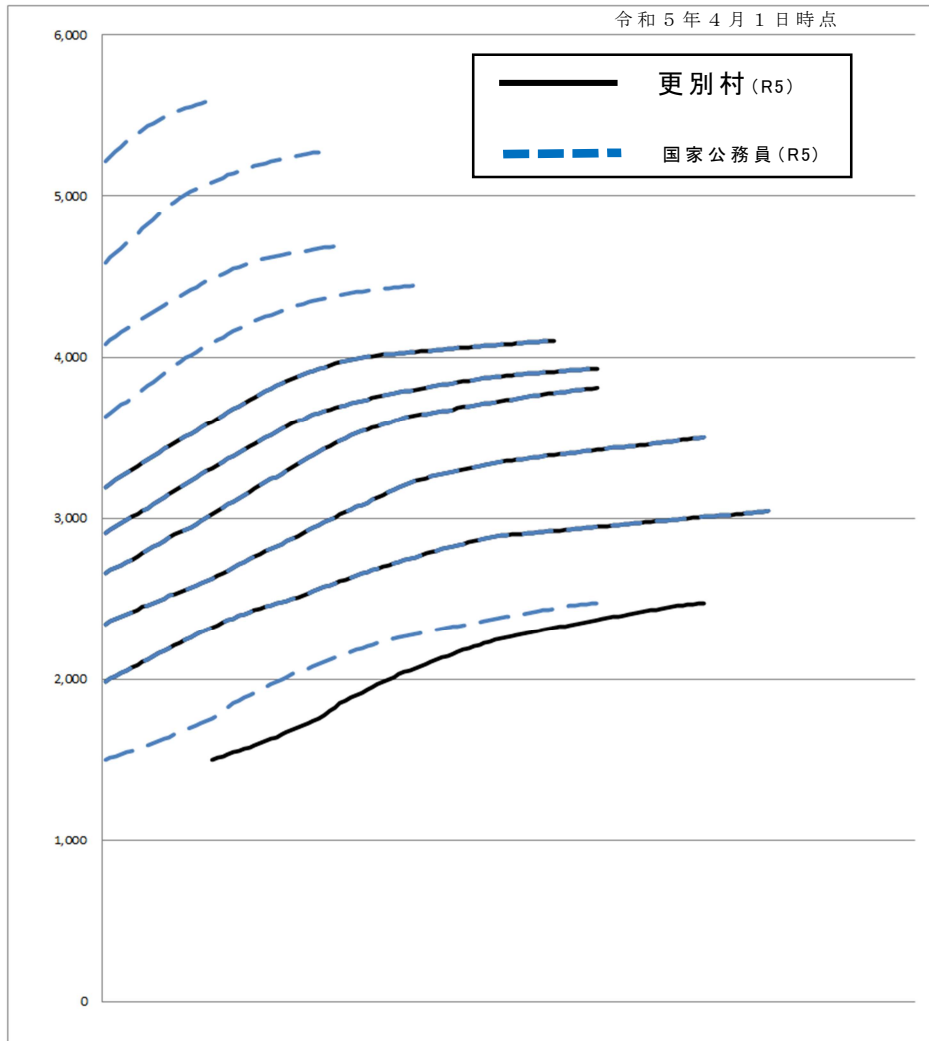
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、主事補	7人	10.6%	—円	247,600円
2級	主事	6人	9.1%	198,500円	304,200円
3級	係長、主査、主任	20人	30.3%	234,400円	350,000円
4級	課長補佐、主幹、係長、主査	9人	13.6%	266,000円	381,000円
5級	課長、課長補佐、主幹	11人	16.7%	290,700円	393,000円
6級	課長	13人	19.7%	319,200円	410,200円

- (注) 1 更別村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（更別村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

更別村	北海道	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,509 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,627 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（更別村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

更別村	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 1人当たり平均支給額 8,878 千円 19,223 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

地域手当制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		1,251 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		104,283 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		15.1 %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
エックス線作業手当	診療所看護担当職員	エックス線の放射作業	0千円	月額5,000円
除雪作業手当	建設水道課道路維持・車両担当職員	降雪のとき、吹雪のとき又は夜間に除雪車による除雪作業	0千円	1日につき1,000円
伝染病防疫作業手当	保健福祉課保健推進担当職員	伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護等	0千円	1日につき500円
徴収手当	住民生活課税務担当職員等	村税及び税外収入の徴収	4千円	1日につき500円
滞納処分従事手当	住民生活課税務担当職員等	村税の滞納処分	0千円	1日につき500円
夜間看護手当	診療所看護師及び准看護師	深夜の看護等業務	1,247千円	(1)その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円 (2)その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額 ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円 イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円 ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	17,950 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	280 千円
支給実績（3年度決算）	15,369 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	240 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 配偶者 6,500円 ■ 子 10,000円 ■ 父母等 6,500円 ※15～22歳の子に5,000円を加算	同		8,487千円	229,391 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 借家 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃月額2万円以下の場合家賃から6,000円を引いた額 ・家賃月額2万円を超える場合23,000円を限度に支給 ■ 持家 <ul style="list-style-type: none"> ・月額15,000円(新築又は購入後5年間17,500円) ※村外在住者には支給しない	異	借家における手当の上限額、持家における支給要件・手当額	15,630千円	208,405 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通勤距離片道2km以上 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用 最高支給限度額55,000円 ・自動車利用 2,000円から31,600円の範囲内で支給 	同		1,162千円	83,014 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 課長相当職 給料月額の10% ■ 課長補佐相当職 給料月額の8% 	異	支給区分及び支給割合	10,151千円	406,057 円
夜勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・1時間につき100分の25 	同		1,240千円	155,038 円
寒冷地手当	11月から3月まで(月額) <ul style="list-style-type: none"> ■ 世帯主 <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族有り 26,380円 ・扶養親族無し 14,580円 ■ その他 10,340円 	同		8,264千円	91,831 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	690,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800 円 / 528,000 円	
	副 市 町 村 長	596,000 円 () 円	677,700 円 / 478,000 円	
報 酬	議 長	258,000 円 () 円	318,000 円 / 203,000 円	
	副 議 長	203,000 円 () 円	300,000 円 / 130,000 円	
	議 員	162,000 円 () 円	251,000 円 / 109,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(4年度支給割合) 4.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(4年度支給割合) 4.40 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.126 給料月額×在職年数×3.234	(1期の手当額) 14,147,760円 7,709,856円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

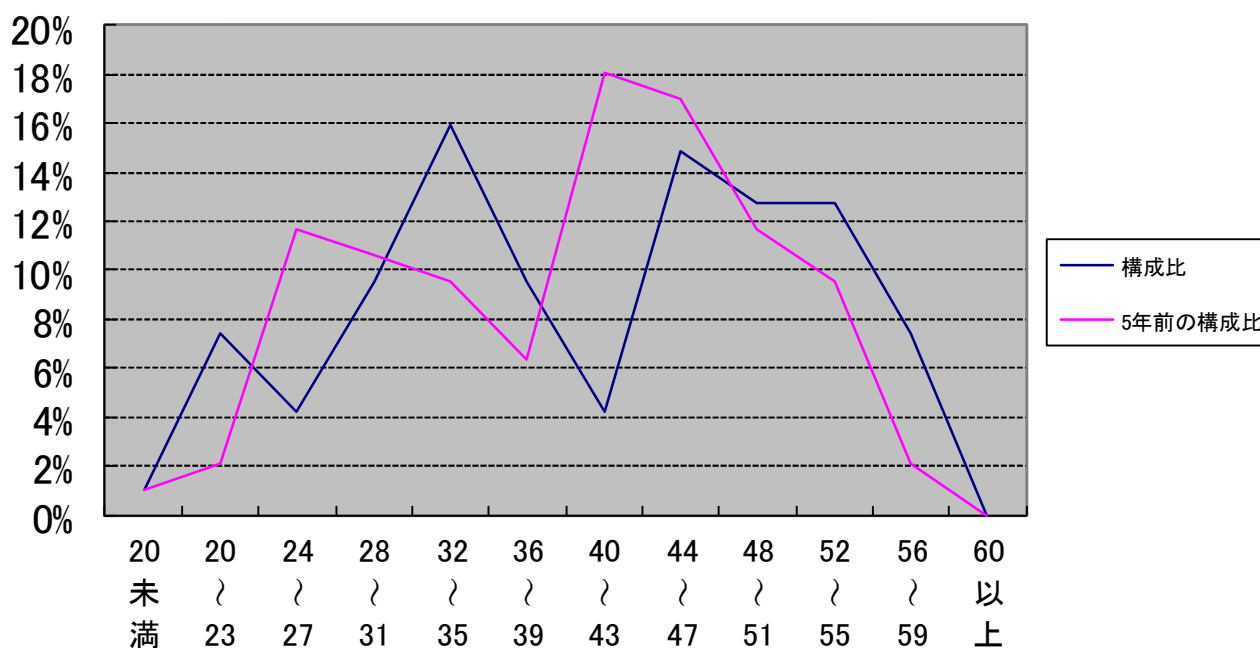
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 5 年	令 和 4 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2人	2人	0人	
		総 務	22人	23人	▲1人	人員配置の見直し(▲1)
		税 務	4人	4人	0人	
		民 生	13人	11人	2人	人員配置の見直し(2)
		衛 生	3人	3人	0人	
		農 林 水 産	6人	7人	▲1人	人員配置の見直し(▲1)
		商 工	3人	3人	0人	
	土 木	8人	7人	1人	人員配置の見直し(1)	
	計	61人	60人	1人	<参考> 人口1万当たり職員数 194.95人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 199.72人)	
	教 育 部 門	14人	14人	0人		
	小 計	75人	74人	1人	<参考> 人口1万当たり職員数 239.69人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 235.95人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水 道	2人	2人	0人		
	下 水 道	1人	1人	0人		
	そ の 他	16人	17人	▲1人		
	小 計	19人	20人	▲1人		
合 計		94人 [102人]	94人 [99人]	0人 [3人]	<参考> 人口1万当たり職員数 300.41人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	4人	9人	15人	9人	4人	14人	12人	12人	7人	0人	94人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	60	62	61	60	60	61	1(1.7%)
教育	11	13	10	12	14	14	3(27.3%)
普通会計計	71	75	71	72	74	75	4(5.6%)
公営企業等会計計	23	23	20	20	20	19	▲4(▲17.4%)
総合計	94	98	91	92	94	94	0(0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。